

西空知広域水道企業団指定給水装置工事事業者
新規申請のお手続きについて

1 法人の場合

(1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）

- ア 裏面もありますので両面コピーで作成し、日付は申請の日を記入して下さい。
- イ 選任する主任技術者全員分の免状及び技術者証の写しを添付してください。
- ウ 申請先は「西空知広域水道企業団企業長」宛でお願いします。
- エ 申請手数料は10,000円です。

(2) 機械器具調書（別表）

水道法第25条の3第1項第2号及び水道法施行規則第20条で定める次の機械器具を有する者であること。

- 一 管の切断用の機械器具（金切りのこ等）
- 二 管の加工用の機械器具（やすり、パイプねじ切り器等）
- 三 接合用の機械器具（トーチランプ、パイプレンチ等）
- 四 水圧テストポンプ

(3) 誓約書（様式第2）

水道法第25条の3第1項第3号の次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 心身の故障により給水装置工事事業者の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ニ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
- ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 法人の役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

(4) 給水装置工事主任技術者選任届（様式第3）

指定を受けたときは、指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届」（様式第3）により届け出てください。

(5) 定款又は寄付行為の写し

(6) 登記簿の謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

2 個人の場合

(1) 上記(1)～(4)については、法人と同じく提出願います。

(2) 上記(5)～(6)については、住民票を提出願います（※申請日前1箇月以内に発行されたもの）。

3 事業者証交付までの期間

申請書を受理してから10日前後で事業者証の交付の予定です。